

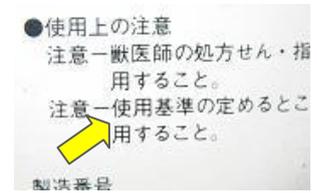
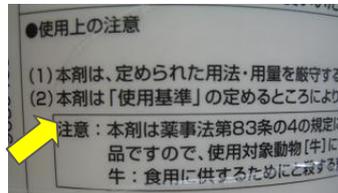
# 使用規制対象医薬品を使う時は

使用規制対象医薬品は、**使用者**に対し、**使用基準の遵守**が義務づけられています。（薬事法第83条の4、動物用医薬品の使用の規制に関する省令）

医薬品の容器や添付文書に**使用基準**が記載されているので、よく読んで遵守しましょう。

## 見分け方

- ・主に抗生物質・合成抗菌剤等が該当
- ・容器に「**使用基準の定めるところにより使用すること**」と書いてある医薬品。



## 遵守する基準とは

1 対象動物



2 用法用量

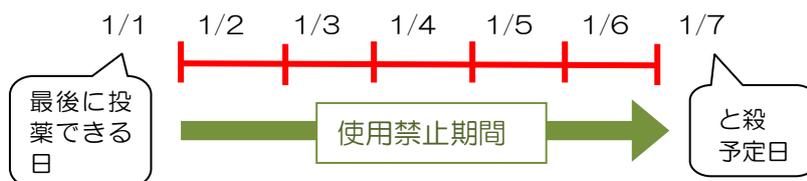


3 使用禁止期間



## 使用禁止期間って？

＜例＞ 使用禁止期間：「食用に供するためにと殺する前5日間」



もし、投薬日を基準に考える場合は、**投薬後〇〇日間**は出荷（と殺等）禁止と置き換えて計算しましょう。

## 帳簿の記載

使用者は、動物用医薬品の使用に規制に関する省令により下記事項を医薬品使用記録（帳簿）に記載するよう努めることが定められています。

- (1) 使用した年月日
- (2) 使用した場所
- (3) 使用対象動物の種類、頭羽数及び特徴（耳標番号など）
- (4) 医薬品の名称
- (5) 用法・用量
- (6) 使用した動物をと殺、出荷することができる年月日



ここに  
気をつけ  
よう！

**使用**：使用基準を確認し、遵守して使用する。

**表示**：投薬中や投薬後の家畜・畜舎には表示をし、間違えないようにする。

**確認**：出荷する家畜は、医薬品使用記録（帳簿）で、出荷可能な期日であるか確認する。

**保管**：関係書類・記録は、問題が発生した時の重要な資料となるため、確実に保管。

食品中への残留防止及び安全な使用のために十分注意して行いましょう

家畜衛生に関する相談・お問い合わせや飼養家畜に異常を発見した場合には御連絡ください

## ■ 栃木県県央家畜保健衛生所

〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 6-8 TEL:028-689-1200 FAX:028-689-1279

HP <http://www.pref.tochigi.lg.jp/system/desaki/desaki/kenoukahomenu.html>